

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定によつて、地域森林計画を変更しようとするので、同法第六条第一項の規定によつて、当該地域森林計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 森林計画区の名称及び関係市町

森林計画 区 の 名 称	関 係 市 町	備 考
太田川	廿日市市、北広島町	(樹立) 令和六年広島県告示第二十五号

二 縦覧場所

広島県農林水産局林業課及び広島県西部農林水産事務所

三 縦覧期間

令和六年四月二十五日から令和六年五月二十日まで